

Ⅱ．フランスにおける官民連携による教育ファームの推進

調査目的

フランスでは、青少年や一般市民に対して農業への関心を高めることを目的とした教育ファームが 1990 年代から展開されている。教育ファームの推進に当たっては、農水省のほか、国土環境整備省、教育省、青年スポーツ省が省間委員会を作り、省間の連携の強化を図ったほか、農業会議所、全国農業者連盟などがネットワークを作るなど、官と官、官と民の連携によって活動が展開されている。

また、農家民宿などグリーン・ツーリズムは、農業会議所やフランスの宿によって都市住民の強いニーズに応える形で推進され、このうち、体験ファームは、教育ファームとの接点的な位置付けとなっている。

本調査では、官民連携の視点から、わが国において教育ファームの更なる展開を図るためのネットワーク作り、憲章作成、官の役割など基礎資料を得ることを目的とした。

調査の実施と取りまとめ

本報告書は、平成 18 年 10 月 9 日から 13 日にフランスの中央政府（パリ）と南西部ミディ・ピレネー地域圏（トゥールーズ）及びアリエージュ県（フォア）において行ったインタビューを基に、教育ファームに関する部分を取りまとめたものである。

調査の実施・取りまとめは、当センター調査部長谷口敏彦が羽成 優女史の協力を得て行った。

1. 教育ファームの発展

ランブイエ国立教育施設（Bergerie Nationale de Rambouillet）の教育ファームの担当から教育ファーム（ferme pédagogique）が興った背景・理由について次のような説明があった^{備考1}。なお、ランブイエ教育施設は、パリ郊外にあって、自ら教育ファームを運営し、就学前の子どもや小中学生などの見学を受け入れているほか、教育ファームに関する研修を行うほか、2.1 で述べる省間委員会の事務局を務めている。

- 規模の小さい農家が農業経営の多角化を図るために教育ファームを開始したという面はあるが、農業に対するマイナスイメージを払拭するため、メディアや市民に農業を知ってもらう取組が必要であるという認識が農業サイドに生まれたことが大きい。農業に対するマイナスイメージは、ヨーロッパの共通農業政策によって、小さな農業経営を中止させ、大規模化を図った時代に入ったこと、それに加えて狂牛病や羊の口蹄疫が重なったことから、作られていった。もう一つの大きな要因は、勉強ができなかったとか、進学に失敗したから農業をやっているというイメージがあった。若い農業従事者は、農業をやりたいから農業の道を選んだということを世間に知ってもらいたかったことが教育ファームの興りの背景にある。

- フランスでは、教育ファームは、青少年や一般市民に対して、農業への関心を高める

ことを目的とし、家畜や農作物、加工方法、衛生条件、食品の安全性、農業の様々な役割、消費者の立場、農村の発展などを発見するための媒体として位置付けられている。教育ファームでは、将来の消費者を育てること、農業や農家と社会を新たに結びつけることを目指して活動が展開されている。

- フランスにおける教育ファーム数は、1990年に15しかなかったが、1994年には608に、2000年には1,300に増加している。このような伸びの要因として、農業者側の取組とともに一般市民の関心・期待の高まりも見逃せないし、教育関係者の取組も大きかった。2000年以降、教育ファームに関する統計データは、ランブイエ国立教育施設のこの部門の予算不足から取られていない。しかし、ネットワークの運営状況から推測してそれほど増加していない。

2. 教育ファームの推進に果たす各機関の役割

2. 1 省間委員会の設置と役割

フランスでは、省間の問題を取り扱うための「省間委員会（Comission interministérielle）」が作られることが多いが、教育ファームについても、この事案に係る農水省、国土環境整備省、教育省、青年スポーツ省、法務省の省庁が「省間委員会」を構成している。

教育ファームの省間委員会の事務局を務めている「ランブイエ国立教育施設」の教育ファーム担当から省間委員会の設置に至る経緯について次のような説明があった^{備考1}。

- 省間委員会は、規則やサービスに関する情報や資料の配布と普及、地域圏レベルにおける交流促進、技術的支援などの活動を行うことを目的としている。
- 省間委員会が設置されるようになったのは、農水省が教育ファームに関する調査を開始したとき、教育省と青年スポーツ省が興味を持ち、タイアップすることになったことに始まる。これは、教育省が見学に来る一般の人たちの半分が学校の子どもたちであること、青年スポーツ省は、学校が休みになる水曜日午後や夏休みのキャンプなどに教育ファームで子どもを受け入れていることによる。そのすぐ後に、環境省も参加するようになったが、これは、農家は、自分達の職業に関すること、例えば、家畜や作物だけを紹介していたが、周りの森、沼、川など環境についても説明するようになったことによる。教育ファームを実施している農家は、農業収入の割合が小さく、環境問題に対して非常にセンシティブになっていたことがある。最後に参加したのは法務省で、罪を犯した子どもたちを受け入れていた農場があったことから参加するようになった。しかし、保健省については、障害者を受け入れている農場もあることから参加を促したが、未だに興味を持たず、参加していない。

2. 2 教育ファームにおける各機関の役割

省間委員会は、2001 年 4 月に通達を出し、「地方分散サービス¹を行う各機関は、それぞれの権限を行使して、教育ファームの発展の重要性や、この組織の複合性によって生じる問題点を十分に考慮し、あらかじめ協議された手法に則って、随時、調査やコントロールを行う。県・地域圏レベルにおけるこの作業は、もし可能であれば、県衛生局・社会局や大学区本部、大学区視察官 (Inspection d'Académie) などとタイアップして行われる。この共同作業の目的は、受入・体験学習プロジェクト、活動指導者や受入側に対する研修の質を高めることを目指すことである。」とし、続けて、次のように述べている。

もし必要であれば、地方分散サービスは、活動指導者や受入側に対して助言するとともに、県・地域圏²・国の様々な研修組織に案内する。

地方分散サービスは、一つのネットワークだけを特別扱いしたり、ネットワークに加盟していない農場よりも加盟農場を優遇したりすることのないよう、留意する。

教育ファームの受入評価 (appréciation) の基準は、様々な規則を尊重したものでなければならぬ。関係省庁の権限 (未成年者保護、学校教育での遠足、宿泊及び食事施設、動物の衛生と愛護) と教育プロジェクトの性質によって規則の適用が決まる。

地方分散サービスは、地方の組織及び人的資源とのパートナーシップを優遇する。また、地方分散サービスは、潜在的な考え方の偏りが生じないように、監視し続ける。

3. 教育ファームの定義と目的

3. 1 教育ファームの定義

省間委員会は、2001 年 4 月の通達によって、教育ファームを定義しているが、教育ファームの定義は、その発展と大きく関わっているため、最終的な定義に至る経緯をみることにする。

一つの分類は、運営主体による分類である。第一のタイプは、一般公開農場 (Les exploitations ouvertes au grand public) で、実際に農業経営を行う農場 (農家) が行い、経営の多角化の一環として取り組んだもので、一般の人を対象に、農業とは何かということを知らせることを目的としたものであった。二番目のタイプは、体験学習ファーム (Ferme d'animation) で、農業を実際に行っている農家ではなく、都市に近いところで、動物を飼育したり、農作物を栽培したりしている施設であった。このタイプの教育ファームが最初にできたのが 40 年前で、社会的な運動から起こされたという経緯がある。三番目のタイプは、これら二つの中間にあるタイプで、混合型ファームとされている。

もう一つの分類は、農業収入の占める割合による分類である。第一のタイプは、全収入

¹ 中央政府が持っていた権限を地方出先機関に移行させたサービスをいう。政策情報レポート 123 を参照。

² Région。フランス本土に 22 ある。在日フランス大使館では「地域圏」としている。「州」としている文献もある。

の中で 60%以上が農業収入、つまり一般の人の見学による収入が 40%以下のものとされた。二番目のタイプは、60%以上が一般の人の見学による収入、つまり農業による収入が 40%以下、あるいは全くないもの、第三番目のタイプは、これらの中間で、農業収入が 40～60%のものとした。この分類は、1994 年に行った調査を基にして行われた。

これらの二つの分類方法とは別に「社会ファーム (Les fermes sociales)」というカテゴリーが提案された。社会ファームは、犯罪を起こした子どもたちを受け入れるファームで、少年院に入れる代わりに教育ファームで、少年院に入ったのと同じことをする性質を持っている。社会ファームは、農家でも実施するようになり、更に障害児も受入の対象にするようになったこともあって、教育ファームの一つとして位置付けられるようになった。

このように、教育ファームの定義については、成立の課程、活動内容が係わっているため、様々な分類が行われたが、見方によっては、それぞれが自己の主張を譲らなかったため、迷走したともいえる。

最終的には、省間委員会の 2001 年 4 月の通達によって、次のように定義した。

「教育ファームは、家畜や耕作を紹介し、定期的に学校教育の枠の内と外で子どもや若者を受け入れており、この活動を発展させたいと望んでいる組織を指す」とし、2 つのタイプがあるとした。

①体験学習ファーム (fermes d'animation)

体験学習ファームは、都市又はその近郊にあるファームで、商業化された農業生産がほとんど行われていないか、全く行われていないものをいう。これらのファームは子どもの受け入れを優先的に行うために設立されたが、対象は次第に多様化しつつある。これらの組織は様々な種類の家畜を飼っており、このような環境でファームを知ることによって、都市と農村のつながりを一層理解することができるようになる。

②農場 (exploitations agricoles)

農場は、生産という第一の機能を残しつつも、学校教育の枠内又は枠外で、子どもや若者、成人を定期的に受け入れているものをいう。子どもや成人は、家畜や耕作を通じて、土に関わる職業と消費者に至るまでの生産流通の過程を知ることができる。農村地域の実践者は、これによって自分たちの活動を多様化することができ、農業の多機能化に関与できる。

同通達では、続けて次のように記述している。

この 2 つのタイプの組織には、いずれも、教育目的に加えて、あらゆる対象も受け入れることによる社会一体化 (insertion sociale) のミッションがある。この定義に見合う組織は、いずれもネットワークに加入しているかいないかに関わらず、教育ファームを名乗ることができる。

これらの組織は、様々規約や名称のタイプに属することがあり得る。「教育活動ファーム」、「受入ファーム」、「公開ファーム」などの名称をつけているネットワークもある。教育ファームは、単独で活動する場合もあれば、県、地域圏、全国規模のネットワークに

加入している場合もある。教育ファームは、互いに関わりを持って規約を結んでいる場合もあれば、行政監督やコミューン（市町村）の財務監督を受ける場合、また農場や農業教育施設の中にある場合もある。更に、場合によっては、様々な規則に準ずるものもある。5泊以上の宿泊で、学校の休暇期間中に12名以上の未成年者を受け入れる場合には、バカンス・センターとして申請しなければならない。

以上、いろいろなタイプの教育ファームがあることを紹介したが、次のような解釈は、フランスの教育ファームを理解する上で役立つと思われるので、紹介する^{備考2}。

教育ファームのフランス語の“*ferme pédagogique*”の“*pédagogique*（教育的な）”ことをするところを念頭においており、主として、子どもたちを対象に教育活動をするところである。確かに、子どもたちは、体験学習ファームや農場で、楽しく過ごしているが、あくまでも「教育」を受けることが目的になっている。また、「体験学習ファーム（*fermes d'animation*）」については、“*animation*”を「体験」又は「体験学習」と訳されているが、このことで、「そば打ち」から想像されるようなフランスでムラに残る昔のパン焼き釜でパンを焼くイベントのようなものは、教育ファームとは言わない。

3. 2 教育ファームの目的

前出の省間委員会通達は、教育ファームは複数の目的を目指さなければならないとし、次のように述べている。

① 変化に富んだ教育アプローチの提案

都市、都市近郊、農村地域であろうと、また「体験学習ファーム」であろうと、「農場」であろうと、教育ファームは、教育を優先して行う場所である。変化に富んだアプローチが可能である。感受性に富んだもの、感覚的なもの、科学的なもの、創造的なもの、遊戯性に富んだものなど、現実根ざした具体的な教育を行うことができる。

② 農業経済の手ほどき

子どもも成人も農村地域や農業界における挑戦や制約を学ぶ。農業経営の単位である農場から一般市民は農業の様々な段階を十分に理解し、製品や食品の品質に敏感になる。

③ 都市と農村の関係を留意

このような環境で農場を知ることによって、経済・社会・文化・環境の各面でのつながりを理解できるようになる。

④ 地域の発展に貢献

農場は、一般市民を受け入れる場であり、地域の活力アップに貢献し、地域当事者間のパートナーシップを強化する。

⑤ 個人の責任を重視

若者は、生き物を尊重するために規律にのっとった行動をとることを学ぶ。責任ある行動をとることで市民教育を学ぶ。

3. 3 教育ファームの対象

前出の省間委員会通達は、「教育ファームは、どのような社会的・文化的環境の子ども

や若者にとっても、学びの場である。単発の滞在、数日間の滞在、1年に何度かの滞在などで彼らを受け入れ、バカンス・センターやレジャー・センター、民間の教育協会や若者の協会が組織した活動を補う」とし、教育ファームの対象を次のように定めている。

学校教育の枠内について

教育ファームは、幼稚園から中学生までの子どもを受け入れることができる。1999年9月の教育省通達により、学校遠足は、次の3つのカテゴリーからなる。

- ①時間割に記載された定期的な学校遠足は、校長によって許可を受ける。この遠足は義務であり無料である。
- ②宿泊なしの臨時遠足、又は1日、2日の臨時遠足（2日の場合も宿泊はしない）は、校長の許可を受ける。義務の場合は無料である。任意の場合もある。
- ③宿泊を伴う学校遠足は、大学区視察官や教育省の県サービス長の許可を受ける。任意である。

学校教育の枠外について

学校教育外での未成年者の受入は、次の3つのタイプがある。

- ①宿泊なしのレジャーセンター（CLSH）がある教育ファーム
- ②バカンス・センター（C.V.）として申請された教育ファームが子どもを受け入れ、宿泊させる場合。

これらの2つの場合は、特に背景環境・衛生・安全の面で、それぞれCLSHやC.V.の規則に従わなければならない。

- ③教育ファームがCLSHやC.V.といった施設から来た子どもを受け入れる場合、CLSHやC.V.は、教育ファームの活動を教育プロジェクトの一つと考えている。この場合、一般的な規則が適用される。

教育ファームのプロジェクトは、若者についての地域政策の一環として行われており、特に地域教育契約（CEL）に組み込まれている。

4. 教育ファームのネットワーク

2000年以降統計が取られていないのは、農水省の教育ファームに対する姿勢の変化とも関係している。2002年5月に国民議会選挙で勝利した保守中道連合は、それまでの左派政権が目指したフランス農業の質的发展の方向を覆し、量的拡大路線を再編しようとした^{備考3}。

この政権の交代もあって、農水省の教育ファームに対する姿勢も変化した。これは、教育ファームが順調に発展してきたために政府の支援なしでも自立していけると判断されたということではない。農水省の政策の変化については、アリエージュ農業会議所でも同様の見方をしている^{備考4}。

しかし、農水省の政策変更はあったものの、教育ファームはプロフェッショナル化し、ネットワークを作り、現在では、国、地域圏、県、あるいはローカルレベル全体で125の

ネットワークが存在し、活動を展開している。

国レベルのネットワークとして、農業会議所 (APCA)、百姓のおもてなし (Accueil paysan)、農業及び農村環境価値付けのためのイニシアチブ・センター (CIVAM)、農業高校の実習農場のネットワーク (Le réseau des exploitations et ateliers technologiques des lycées agricoles)、教育体験ファーム国際グループ (GIFAE) の 5 つのネットワークある。

表 1 ネットワークと加盟教育ファームの割合

ネットワークの名称	ネットワーク数	加盟している教育ファームの割合
農業会議所常設会議室 (APCA) 教育ファーム及び農家発見 ³	71	40 %
農業・農村環境価値付けのためのイニシアチブ・センター (CIVAM)	8	7 %
全国農業者組合連盟 (FNSEA。APCA に非加盟)	3	1.5%
百姓のおもてなし (Accueil Paysan) ⁴	1	3 %
農業高校	1	1.5%
教育体験ファーム国際グループ (GIFAE)	1	1.5 %
ローカルネットワーク (全国ネットに非加盟)	40	1 %
全くネットワークに属さない教育ファーム	—	29%
合 計	125	100%

農業会議所常設会議室 ⁵ のネットワークは、教育ファームを一番多く持っている。全国農業経営者連盟 (FNSEA) は、右派の農業従事者の組合で、組織力としては最も強い。百姓のおもてなし (Accueil Paysan ⁶) や農業・農村環境価値付けのためのイニシアチブ・

³ 教育ファームは、子どもの団体を受け入れることを主目的にし、農家発見は大人が訪問しても楽しめる場所。

⁴ 「百姓のおもてなし」は、憲章 (規則) が厳しくないと言われる。マイナーなネットワークであるが、他のネットワークに対抗する意識が強い。

⁵ 農業会議所は、各県で 6 年ごとに農業者、地主、地域圏森林農地センター、生産者、農業関連団体の職員、農業信用金庫の職員、農業相互組合の職員など、農業者を代表する者として 45 - 48 名が選出される。地域圏の農業会議所が 21、県の農業会議所が 94、全国で 116 の農業会議所がある。予算は 5 億 3,357 万€ (約 800 億円)、職員数は 7,750 人。財源は農地にかかる不動産税、補助金など。公的な業務を行う組織。

⁶ “paysan”は、日本語の「百姓」という語に近い。“paysan”は、「小さい農家」とは限らない。“paysan”を使うのは、農業従事者というときの“exploitant”が何かに従事するというだけでなく、搾取するという意味も入るため、農業をする人たち、農家なのだとすることを主眼にし、伝統的な農業を行うという意味が込められている。

センター（CIVAM）は、伝統的な農業や環境に配慮した農業を進めるグループで、地域で活動を行っており、どちらかというとな左派である。教育体験ファーム国際グループ（GIFAE）は、体験学習教育ファームのグループで、農業よりも体験学習に重きを置いており、一番古いグループである 備考²。

農業高校が教育ファーム活動を展開しているが、このことについてランブイエ国立教育施設から次のような説明があった 備考¹。

- 農業高校のネットワークは、農水省が行動を起こしているもので、ランブイエ国立教育施設も運営に係わっている。ネットワークの名称は「知識の種」（注：巻末に参考資料 1 及び 2 を掲載している）で、憲章を持ち、毎年 1 回会合が持たれ、そこでは、いろいろなテーマが討議されている。2006 年のテーマは、「持続可能な発展、持続可能な農業」で、この会合を受けて各種の活動が展開されている。
- 農業高校の実習・実験農場は、生徒が農業を勉強すると同時に、一般の人たちを迎えることから教育ファームでの受入という面でも勉強できる。そうすることによって、生徒は、将来、農業経営をしたときにそこを教育ファームとして運営していけるように準備をすることができる。
- 定期的に一般の人を受け入れている農業高校は 30 ある。「定期的に受け入れる」という意味は、業務又は教育カリキュラムの一つとして受け入れているということである。農業高校を通して、現地で活動をすることができ、そこから農業に対する情報を発信することができるので、農水省にとっては、農業高校は、大切なパートナーである。農業高校のネットワークは、毎年 1 回会議を行っているが、この会議とは別にインターネットによつての電子会議を持っている。電子会議に参加する高校は教育ファームとして位置付けられている農業高校以外にも参加し約 100 校になっている。参加校が継続的に意見を出し、話し合っている。例えば、2006 年春に鳥インフルエンザが流行したが、この流行によってどのような影響が出ているかを話し合った。この話合によって、見学者が 60%以上減ったところもあることが分かった。
- ローカルネットワークとして 40 のネットワークがあるが、全国ネットワークの考え方とは違い、哲学、土壌、地方、実践方法などについて、独自の憲章を持っている。ローカルネットワークには、助成金や支援金が出ず、資金力のある農業会議所の全国ネットワークなどに統合されていく傾向がみられる。

なお、農業会議所（APCA : l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture）の教育ファーム及び農家発見は、同会議所が管理している「教育ファーム－農家へようこそ（Fermes pédagogiques - Bienvenue à la ferme）」と「農家発見－農家へようこそ（Fermes de découverte - Bienvenue à la ferme）」の二つのネットワークがあり、それぞれ憲章を持っている（注：巻末に参考資料 3 を掲載している）。

5. アリエージュ県における教育ファーム

5. 1 アリエージュ県の農業

フランス西南部ミディ・ピレネー地域圏アリエージュ県における教育ファームをみる前に、同県の農作物の栽培面積、家畜飼養頭数、農家（農場）の増減をみることにする。アリエージュ県を含むミディ・ピレネー地域圏は、夏期の降水量が極端に少なく、農業生産には適していないとされる。

1988年から2000年における主要作物の動きをみると、表2のとおりで、換金性の高い小麦や大麦の栽培面積が大幅に減少している。増加しているのは、穀物トウモロコシ、ヒマワリ、飼料トウモロコシ、一時的草地である。

表2 1988年から2000年の間における主要作物の栽培面積の増減

主要穀物 (ha)	1988年	2000年	2000／ 1988
穀物	32,112	23,672	73.7%
うちトウモロコシ	15,195	9,852	64.8%
小麦	8,167	6,080	74.4%
大麦	5,526	2,716	41.1%
採油用植物	6,146	7,920	128.9%
うちヒマワリ	2,438	4,811	197.3%
乾燥野菜・豆類	1,009	1,246	123.5%
飼料作物	19,510	17,225	88.3%
うち飼料トウモロコシ	3,263	4,081	125.1%
一時的草地	6,770	9,416	139.0%
恒常的草原	76,992	82,429	107.1%
農業用地計	138,003	138,037	100.0%

資料：アリエージュ県統計資料 (Recensement agricole 2000 L'Essentiel Ariège)

また、同年間の家畜の飼養頭数は、表3のとおりで、乳牛の総飼養頭数は、若干増加しているが、搾乳牛に関しては落ち込みが大きく、また、豚、鶏も落ち込みが著しい。

表3 1988年から2000年の間における主要家畜の飼養頭数の増減

家畜 (頭・羽)	1988年	2000年	2000／ 1988
乳牛総頭数	44,972	46,561	103.5%
うち搾乳牛	14,105	8,810	62.5%
子取り用乳牛	30,867	37,751	122.3%

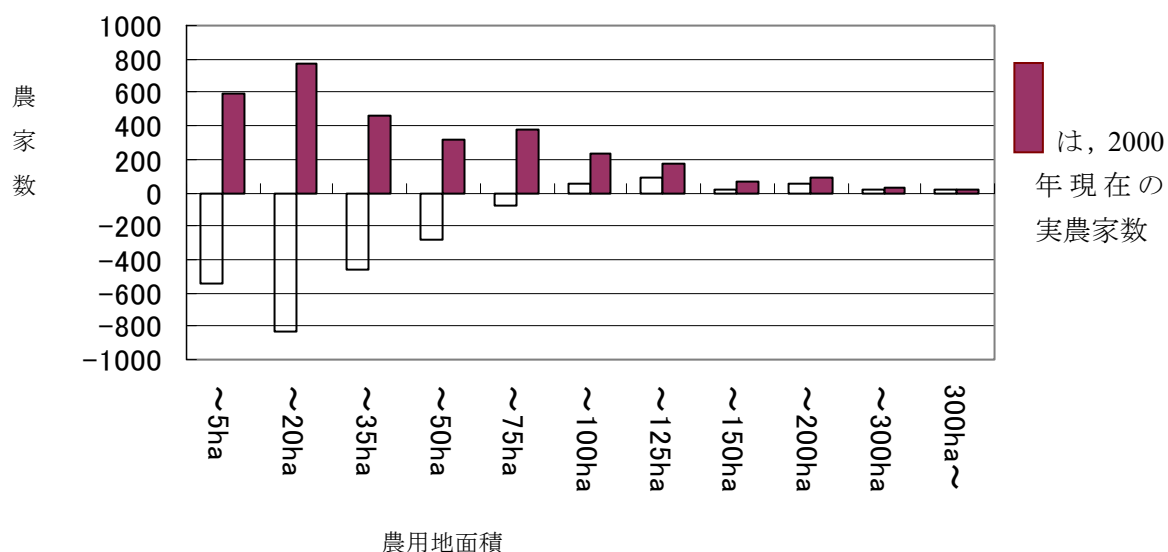
馬類総頭数	4,435	6,426	144.9%
羊総頭数	125,033	122,117	97.7%
豚総頭数	11,878	5,321	44.8%
採卵鶏	56,517	21,475	38.0%

注：頭羽数は、調査時の飼養頭羽数

資料：アリエージュ県統計資料（Recensement agricole 2000 L'Essentiel Ariège）

農家数は、減少を続し、経営の分岐点は 75ha になっている。

図1 1988年から2000年の間における経営階層別農家の増減



1988年から2000年にかけての農作物の変化や家畜飼養頭数の変化は、集約的な作物・高収益が見込める家畜の減少となっている。農水省統計調査・研究課（Service Central d'Enquetes et etudes statistiques）の統計広報誌“Primeur” No.113, 2002年7月号によれば、アリエージュ県の農業従事者1人当たりの2000年農業所得は、フランス本土を100とした場合47である。また統計・経済研究国立研究所（INSEE）のミディ・ピレネー地域圏に関する2006年資料によると、2004年農業指標では、アリエージュ県の農業従事者1人当たりの所得は10,400€（約155万円）に止まっている。

このような状況からアリエージュ県の地域振興策について、アリエージュ県行政庁農林局（DDAF）局長は、農業経営の多角化以外に方法はないとし、多角化の方向の一つとして、グリーン・ツーリズム、その中での教育ファームを位置付けている。氏は、グリーン・ツーリズムや教育ファームは、フランス全土で展開されており、競争にさらされる分野であるが、アリエージュ県には他の道はないとしている^{備考4}。

5. 2 アリエージュ県における教育ファーム

アリエージュ県内の教育ファームについて、アリエージュ農業会議所から次のような説明があった^{備考3}。

- 県内の教育ファーム数は 14 で、これらのファームは、「アリエージュ農家学校協会（L'Association "Fermes Ecoles d'Ariège"）」が運営管理するネットワークに加入している。この協会は、農業会議所の「農家へようこそ」のネットワークに属している。教育ファーム名（内容）と利用料金は、表 2 のとおりである。利用料金は、農場がそれぞれ決めており、設定された料金で、児童生徒を確保できるか、大人の入場が期待できるかが判断の基準となっている。料金については競争とニーズが定める以外に制限がない。
- これらの教育ファームを訪れる小中学生は、県内がほとんどであるが、トゥールーズ市内や周辺から来ることもある。小中学生を受け入れる場合の料金は、30 人で 90～150€ で、大人が子どもを連れてくる場合の大人の料金は 8€ 程度である。14 の教育ファームにおける年間の受入は、学校教育として 3,000 名、学校教育以外で 3,000 名であるが、大人は、延べ 70,000 人に達している。（大人の場合は、教育的色彩よりも、レジャー的な色彩が強いとのことで、短時間の訪問もあるようであるが、農場の収入として十分に期待できる人数といえよう。）
- 教育ファームは、農業生産活動を行っている場を通じて行うことに意味がある。都市部にある体験学習ファームは、教育ファームであるとはいえない。（この発言は、省間委員会の通達によって教育ファームの定義に関する論争に終止符が打たれたと思われるが、現地レベルでは、必ずしも論争は収まっているとはいえないようである。）

表 4 アリエージュ県内の教育ファームと利用料金

教育ファーム名 (内容)	利 用 料 金	
	1 日	半日
はちみつと山	30 人まで 150€、増加 1 人当たり 3 €	30 人まで 90€、増加 1 人当たり 2€
鮭と鱒	実施可能。相談	30 人まで 90€、増加 1 人当たり 2€
アリエージュの ラマ	30 人まで 130€、増加 1 人当たり 3 €	30 人まで 90€、増加 1 人当たり 2€
ヤギのモヘア	30 人まで 150€、増加 1 人当たり 3 €	30 人まで 90€、増加 1 人当たり 2€
バイソン	子ども 1 人当たり 6€ 子ども 8 人につき大人無料	
爬虫類		90 から 150€
熱帯蝶類		30 人まで 110€、増加 1 人当たり 2€
くるみ・ヘーゼル ナッツ		30 人まで 90€、増加 1 人当たり 2€
庭園・竹の苗床	30 人まで 120€、増加 1 人当たり 2.5€	

風景の苗床		30 人まで 91€、増加分は相談
水の環境	30 人まで 150€、増加 1 人当たり 3 €	30 人まで 90□、増加 1 人当たり 2€
乳牛・豚	1 人当たり 3 € おやつ付きは 4 €	
エスカルゴ	30 人まで 150€、増加 1 人当たり 3 €	25 人まで 90€、増加 1 人当たり 2.5€
ばんば馬・ポニー	子どもあるいは障害者 8 人まで 70€ 子ども 15 人まで 60€、増加 1 人当たり 2€	子どもあるいは障害者 8 人まで 50€ 学校の子ども 15 人まで 60€、増加 1 人当たり 2.5€

6. グリーン・ツーリズムと教育ファーム

フランスにおけるグリーン・ツーリズム（農村ツーリズム）は、30 年以上前に、農家が観光事業を開始したことに始まる。農村サイドの目的は、農業の門戸を開き、農産品の価値を高め、遺産を保存することに関心を高めることであった。この動きと並行して消費者や旅行者は自然への回帰を求め、生活環境や食品、レジャーの質に対するニーズが高まった。

農家の活動は、少しずつ組織化され、1988 年に「農業会議所常設会議室（APCA）」が設立された。APCA が運営する「農家へようこそ（Bienvenue à la ferme）」ネットワークは、農家によるサービス提供と都市住民のニーズの出会いの場となっている。

6-1 「農家へようこそ」ネットワーク

APCA は、地域圏と県における「農家へようこそ」の業務として、農家に対する助言、生産物や活動の品質の保証、受入態勢や活動に関する情報提供、ネットワークの推進を行っている。ネットワークへの加盟農家は 5,200 である。

「農家へようこそ」ネットワークの使命は、①グリーン・ツーリズムの開発と農家への助言、②質の高い政策の開発、③ネットワークの推進の 3 つである。具体的にみると、グリーン・ツーリズムの開発と農家への助言では、農家が最適な受入活動を選択できるよう、経済的な基準を提供すること、プロジェクトを組み立てるための支援、法律、税務、社会の各分野の知識を提供することである。

APCA は、品質を確保するため倫理憲章を策定している。農家や消費者のために、「農家へようこそ」ブランド固有の取組を明確化すること、契約規定書で活動を定義し、顧客の期待に応えること、地域の特色を尊重しながら全体の一貫性をもたらすため、国の承認とコントロールの枠組、地域圏内の規則を策定すること、地域圏や県の委員会とともに農家のコントロールを行うことである。

ネットワークは、「春・農家へようこそ」を毎年開催すること、訪問者に対して農家の提案する様々な活動を紹介すること、「農家へようこそ」の全国版ガイドを作成すること、地域圏と県の「農家へようこそ」ガイドをまとめること、インターネットサイトを制作することなどの活動を行っている。

また、「フランスの宿（Gîtes de France⁷）」と協力して「農場宿泊ガイド 2006 年版」を発行しており、各タイプの民宿が掲載されている。地域圏と県の「農家へようこそ」のガイドでは、地域圏の見本市、国や国際規模の大きな催し物などが掲載されている。

ネットワークの活動は、次のとおりで、各項目ごとに農場を検索することが可能になっている。

<食>

- 農家民宿（ferme auberge）

民宿を兼ねた農家で、その地方のレシピによる伝統的な食事を提供する。大半はその地方の農産物を用いている。サービスは個別対応で、宿泊も可能。

- 農場でおやつ・軽食（Goûter/casse-croûte）

農場訪問やレジャー活動の後、その地方の産物を試食（食事ではなく間食）。おやつは 15 時から 18 時まで、軽食は日中に提供。

- 産直（Produits de la ferme）

農産物直売所で野菜、パテ、肉、チーズ、パンなどを販売。

<レジャー>

- 農家発見（ferme de découverte）

農家の経済的・人的・自然的環境を理解する。対象は、大人から子どもまで。

- 教育ファーム（ferme pédagogique）

青少年グループ向けで、学校の引率など。農業の現状を説明する。これを行う農場は、大学区視察官の承認を受けている。

- 乗馬

初心者から上級者まで乗馬を楽しむことができる。宿泊や食事も可能。

- 狩猟

快適な環境で良質な野禽の狩猟を提供。狩猟、観光、農業それぞれの領域の狩猟を農家が提供する。レストラン、宿泊施設などもある。

<宿泊施設>

- キャンピング

農家の近くでの野外キャンプ。広大な敷地があり、衛生設備も整っている。

- 農場長期滞在

⁷ Gîtes de France は、休日を楽しむ人たちにフランスの農村地域の質の高い宿泊施設を紹介。一軒家に台所用品や日用品が用意され、長期滞在が可能。地方や遺産の保全等に貢献することを目的とする団体。

「農家へようこそ (Bienvenue à la Ferme)」と「フランスの宿 (Gîtes de France)」の両方の認可を受けている。もてなしの宿 (Chambre d'hôtes), 休憩の宿 (Gîte d'étape), 滞在の宿 (Gîte de séjour), 農村の宿 (Gîte rural), 逗留の農場 (Ferme de séjour) など, 人数や宿泊設備, 活動によって様々なタイプがある。

6. 2 グリーン・ツーリズムと教育ファーム

グリーン・ツーリズムのタイプの一つとして, 教育ファームが位置付けられていることや大人から子どもまでを対象とした農家発見は, 教育的色彩が強いことから, あえてグリーン・ツーリズム活動と教育ファームを区別する必要がないとみてよい。

教育ファームの数が 1,300 程度にとどまっていることについては, アールシーエス研究所大島順子女史は, 「農家が名乗らない」ケースと「ネットワークが教育ファームとして認めない」ケースの二通りケースがあるという見解を示している。その背景として, 女史は, 教育ファームのコンセプトを持った活動をしている農家やイベントは限りなくあること, 直売農家では, 教育ファームと同じような話を聞けること, 例えば, ブドウを栽培してワインを直売している農家では, ワインを試飲しながら農作業やワイン醸造の話を聞けるが, これらの直売所は, 教育ファームとは呼ばれていないことをあげている。また, 年に一度, 1 週間, 全国農業者組合連盟 (FNSE) が「オープン・ファーム」という名称でボランティア教育ファームを行っているが, これらの活動に参加している農家は 8,000 戸あるが, 教育ファームの数に入っていない。また「農家へようこそ」でも, 「オープン・ファーム」のイベント (原則として年に 1 週間。訪問者が多いイベント) を実施しているほか, パリの国際農業見本市やその他イベントも行い, 教育ファームと同様の授業をする機会が非常に多くあるという。

7. 官民連携と役割分担

教育ファームを推進するために, 関係省で「省間委員会」を設置していることについては, 2. 1 で述べた。省間委員会は, 中央の省間にある課題を解決するため, 教育ファームの分類・定義を行うなど, 一定の役割を果たしたことは確かである。

フランスにおけるグリーン・ツーリズムの振興に対する行政機関の役割について, 前出の大島順子女史は, 表 3 のように整理している。女史の整理によると, コミューン (市町村) は, 観光客の受入, 活動・イベントなど, 県は活動・イベントなど, 地域圏は投資に対する経済的支援, コンサルタント, 調査研究, 計画は, 調査研究のほか, 宣伝, 研修, 計画, 規則の制定など比較的大きな役割となっている。

また, グリーン・ツーリズムを振興させるために, 表 4 のように地域圏, 県, 市町村 (コミューン) レベルで, 国や地域圏議会・県議会が各種の委員会を設置している ^{備考 2}。

表3 フランスにおけるグリーン・ツーリズム振興に対する行政支援の役割分担

支援内容	市町村 (コミューン)	県	地域圏	国	E U
観光客の受入れ	☆☆☆	☆			
活動、イベントなど	☆☆☆	☆☆	☆		
運営	☆☆	☆			
販売	☆☆		☆		☆
宣伝	☆☆	☆☆		☆☆☆	☆
投資に対する経済的支援	☆☆		☆☆	☆	
研修		☆		☆☆☆	
コンサルタント		☆	☆☆	☆☆	
調査研究		☆	☆☆	☆☆☆☆	
コーディネート	☆	☆	☆	☆☆	☆
計画		☆	☆☆	☆☆☆	
規則	☆			☆☆☆	☆☆

資料：アールシーエス研究所大島順子女史提供

表4 主なグリーン・ツーリズム関連組織

組 織 名		使 命
地域圏	ツーリズム地域圏委員会	地域圏議会管轄。観光関連の地域圏内での組織化、開発、コーディネート
	ツーリズム地域圏代表団	地域圏及び県の管轄の下に、政府の観光政策を地域圏及び県レベルで実現する。観光開発計画の分析とフォロー、自治体へのアドバイスなど。
	地域圏農林局	地域圏所管。農業・観光協約。オペレータや自治体に対するアドバイス。計画分析とフォロー。
県	ツーリズム県委員会	県議会管轄。レジャー・観光関係者の組織化、活性化、コーディネート。県観光委方針の実施。研修。観光施設の宣伝開発。
	県農林局	県所管。農業・観光協約。オペレータの自治体に対するアドバイス。計画分析とフォロー。
	ツーリスト・オフィス県支部	県議会管轄。研修。計画実施
(市町村) コミューン	ツーリスト・オフィス	観光客受入、情報提供、商業活動。
	緑の休暇地・雪の村	観光客が滞在しやすいコミューンにするための活動

	フランスの最も美しい村	歴史的建造物や自然などの景観の保護
	ファミリー・バカンス村協会	家族が過ごせる休暇地の整備
行政区分外	観光もてなしの里	同じ地方色を持つ地域の観光開発計画。地元の観光事業参加者のコーディネート。研修。自然、建造物、文化の価値を高める観光開発。
	地方自然公園	国及び自治体から許可。自然、郷土資産の保護。環境を保護しながら経済開発。地元関係者のコーディネート。観光事業の評価と市場開発。観光客の受容れ。

資料：アールシーエス研究所大島順子女史提供

総括

わが国では、(社)中央酪農会議が酪農分野における教育ファームを組織化している(参考資料4. 巻末の掲載)ほか、農林水産省統計部も「教育ファーム」に関する実態調査を実施するなど、教育ファームに対する関心が高まってきている。しかし、フランスのような活動の盛り上がりが見られない。今回の調査においては、わが国で教育ファーム活動を盛り上げるために必要な条件を探ることにした。

わが国では、(社)中央酪農会議が推進している酪農教育ファームについては、行政が深く関わっているとはいえず、官民連携という視点からみると、行政の取組体制が不十分であるように思われる。また、酪農教育ファームにおいても、酪農家のボランティア精神に支えられて(たとえ経営環境が住宅地に接していた場合であっても)実施されているものであり、経済的に「持続的」な条件が整っているとはいえない。

フランスにおいては、2002年の政権交代によって教育ファームに対する農水省の取組は、ひところのようなものではなくなっている。しかし、既に1990年代に教育ファームとして、様々なタイプのものが興っており、政府としても省間委員会を設け、またその事務局としてランブイエ国立教育施設が当たるなど、力を入れてきたという歴史がある。加えて、公的業務を担っている農業会議所が教育ファームのネットワークを運営しており、官民を上げた取組がみられる。

フランスでは、教育ファームを訪問する子どもや大人から料金を徴収するのが一般的である。教育の一環として行われる子どもを対象としたものについては、学校の運営経費によって、言い換えれば、公的経費によって賄われている。わが国では、教育ファーム等の施設で、訪問者から料金を徴収している例は少なく、仮に料金を徴収している場合でも、ほとんどが料理加工に要する実費程度である。また、訪問者が傷害を負った場合、(社)中央酪農会議では、酪農家が加入している保険からの支配を予定^{参考資料4}しており、酪農家に負担を求める内容となっている。農家のボランティア精神に頼るのだけでなく、教育フ

ファームが継続的に、かつ全国的に展開されていくためには、料金の徴収についての見解、保険金の公的な負担などについて検討される必要がある。

フランスの教育ファームで、うらやましく思われるのが農水省の管轄下にある農業高校が教育ファームとして活動をしていることである。この教育ファームは、それ自体が農業に関する情報の発信を行っているが、そこで接客に当たる生徒が将来の教育ファームの担い手になることを想定しており、10年、20年単位の取組が行われているといえる。

備考

1. ランブイエ国立教育施設 農村観光・環境教育部 教育ファーム担当 (Bergerie Nationale de Rambouillet ; Département Tourisme rural et Education à l'environnement)

Mme Marie-Sylvie Coquillaud Auffret (fermes pédagogiques)

2. アールシーエス研究所大島順子女史 (フランス在住) が一時帰国されたときに受けた説明とその後のメールによる説明

3. 「フランス：政権交代で農政逆戻りの兆しー「モジュレーション」停止，農業情報研究所 2002 年 5 月 25 日

4. アリエージュ県行政庁農林局(Direction Départementale de l'Agriculture et de la Forêt)

M. Philippe QUAINON (Directeur départemental de l'agriculture et de la forêt)

M. Claude BERCOVICI (chef des statistiques agricoles)

M. Robert MARTIN (chef du service départemental de l'économie agricole)

M. Guy BONNEMAISON (chargé de mission ingénierie des territoires)

M. Hugues DONNET (chef de service des équipements ruraux)

5. アリエージュ農業会議所(Chambre d'Agriculture de l'Ariège)

Mme Nicole VIDEAU (directrice)

M. Philippe BEAUFORT (chef de service agroalimentaire et agro-foncier)

M. Dinnat BENOIT (Chargé de mission micro filière et territoire)

平成 18・19 年度の当センター調査研究テーマとの関係

官民連携の強化による農畜業行政の推進手法に関する調査研究

参考資料 1. 公立農業高校の教育ファーム・ネットワーク「知の種」

農場又は技術工房における教育的受入のための機能憲章

公立農業教育施設は、農業の発展に努め、経済的、環境的、社会的な機能を果たし、持続可能な発展の見地から地域整備に参画している。

したがって、公立農業教育は、農村法 811-1 条で委ねられた 5 つのミッションを果たしている。

- ①一般・技術・専門的な教育，継続教育
- ②農村環境の推進活動
- ③学校・社会・専門家の一体化
- ④開発，実験，応用研究
- ⑤国際協調

このミッションの一環として、教育施設の農場や技術工房は、実際の経済的な現状に即した教育・研修を行い、新しい技術の紹介、実験、普及に貢献している。教育施設の農場や技術工房の中には、公立農業教育の精神に基づき、環境や持続可能な発展の教育的見地から、外部の一般の人を受け入れているところもある。

教育施設の農場や技術工房における教育的な受入活動を発展させ、専門的にするために、公立農業教育の教育ファームは「ネットワーク」を構成している。

公立農業教育の教育ファーム・ネットワークとその目的は、次のとおりである。

このネットワークは、専門家や他のネットワークを補完するものであり、研修、実用試験、地域振興という農業教育のミッションにも通じる教育的な受入を提案している。

多様な農業モデル手法によって、発見の喜びと批判精神の喚起を結びつけ、家畜、作業、農産物を幅広く提供している。

このネットワークは、この意味で次の 4 点で貢献する。

- ①農業に関する多機能施設における生徒，見習，実習生の研修。特に彼らを積極的に農場や技術工房における教育的受入活動の実施・開発・機能に参加させることによって、農業・農村環境での受入を行う。
- ②市民，将来の市民に対する感化と情報
 - ・農業と関係の深い地域，環境，食品の問題（景観，水，土壌，生物多様性，動物相，河川，食品の衛生安全）
 - ・都市と農村地域，生産者と消費者の関係，交流活動
 - ・持続可能な農業と発展の試み
- ③地域・ノウハウ・職業・地域の関連産業と産物・自然資源・文化資源の推進と開発
- ④地域開発の過程で，地域ニーズに応える方法によって農村活動の推進
 - 農業・農村環境における受入，教育ファーム，環境教育，農業専門教育の実践者に対する支援

公立農業教育の教育ファーム・ネットワークの目的

公立地域教育・農業専門研修施設（EPLEFPA）における農場や技術工房における教育的受入プロジェクト・活動は、その規模にかかわらず、農場のプロジェクトの構成要素であって、農業教育地域プロジェクト（PREA）との一貫性を保っている。

教育的受入プロジェクトの目的

- ・地域や地域の実践者と関連を持ち、地域開発の歩みに加わること。
- ・あらゆる方法、あらゆるパートナーを動員して、EPLEFPA の農場や技術工房における教育的受入プロジェクト・活動の存続を目指すこと。特に、教育コミュニティ（生徒、見習、実習生、教師、研修教官）や農場・技術工房・管理側の職員を参加させること。
- ・敷地の潜在的な能力を考慮に入れた上、規格や安全条件、生産・研修活動固有の制約の範囲内で、一般の人の受入を許可すること。
- ・提供されるサービスや市場背景に応じた料金体系を設定すること。

公立農業教育の教育ファーム・ネットワークの約束

EPLEFPA の校長の監督と協議により、農場や技術工房のトップ、教育ファーム・ネットワークのメンバーは、次のとおり約束する。

- ・農作物のサイクルや季節を考慮し、一般の人に適したテーマや活動を提案すること。
- ・「人が仕事をする場」である農場や技術工房の通常の機能と受入とが両立するようにすること。場合によっては、場所や労働時間の調整が必要・必須な場合もあり、関係職員と協議すること。
- ・潜在的な可能性のある一般の人の希望や期待を考慮し、受入を契約化すること（協定あるいは契約）。
- ・面会や事前の電話を通じて、あらかじめ受け入れるグループの責任者（教師、体験学習指導者、教育者）と準備作業を行うこと。
- ・満足度アンケート、その他の手段を使って、実施された各受入の質を向上させること。受入を改善できるような、あるいは新しい活動を予測するような、あらゆる意見や提案を集めること。
- ・テーマや一般の人に対応した媒体を用いること（例：教師用のカタログ、生徒用のカタログ、掲示板、ゲーム、パンフレット）。訪問や体験学習の前、あるいは最中、終わってから用いること。
- ・扱うテーマや受け入れる人に応じて、グループの規模や配置を調整すること。
- ・適切な受入スペースを提供すること（小屋、受入の部屋、教育用の部屋、衛生設備、ピクニック・エリアなど）
- ・将来性や受入活動と生産活動の経済均衡（雇用の存続）といった目的から、市場やサービスの質に適応した料金体系を設定すること。

受入の物理的条件：利用スペースと安全

EPLEFPA の校長の監督と協議により、農場や技術工房のトップは、次のとおり約束する。

- ・規則を厳守し、人々や財産の安全を確保すること。
- ・敷地へのアクセスを容易にすること（インフォメーションやふさわしい表示によって）。適切な駐車スペースを確保すること。
- ・敷地とその周辺を清潔に受け入れやすいよう維持すること。
- ・訪問・受入・体験学習のための巡回プランを提案すること。観察ポイント、応用場所、付属設備（クロック、衛生、シャワー設備など）を具体的に作ること。
- ・いかなる受入でも、事前に危険箇所の表示を適切に行うこと。訪問の前後、また最中にも注意を呼びかけること。
- ・受け入れた人々に対して、農場や技術工房が「仕事場」であることを伝え、敷地の通常活動に支障をきたさないようにするため、職員や設備、家畜、農作物を大切にするように伝えること。
- ・「市民責任」の保険に加入すること。特に、試食や農産物販売の場合の食品中毒をカバーする保険。

人材と配置職員

EPLEFPA の校長の監督と協議により、農場や技術工房のトップは、次のとおり約束する。

- ・経済的な均衡と活動の存続、研修、農場や技術工房の目的を考慮して、施設内の利用可能な人材を活用すること。
- ・教育的受入活動についての考察、計画、実施の際に、またツールや教育媒体の構想の際に、教育コミュニティを動員すること。
- ・可能であれば、農業と体験学習・教育の 2 つの分野で研修を受けたレベルの高い人を特定し、任命すること。

この能力が受入、生徒の配置、活動運営、一般の人との接触、プロモーションやコミュニケーション、受入活動と農場や技術工房、施設との関係などの任務に応じて役立つ。

- ・受入の質への配慮から受入活動の任務につく職員の研修、調査、プロジェクト内の研修者の配置を確保すること。

農村推進活動と地域開発

EPLEFPA の校長の監督と協議により、農場や技術工房のトップは、次のとおり約束する。

- ・特に、地域に既存の他のサービス（教育ファーム、ネットワーク、プロフェッショナル）と補い合う活動を提案すること。
- ・教育的受入プロジェクトとの関係を保ちながら、農村体験活動とリソース・センターの活動を発展させること。

具体的には、

- 教育ツールの制作
- 研修実習の導入、推進活動
- プロジェクトの随行
- 職業ネットワークの推進活動

- インフラの配置
- 実験活動・展示活動の導入と実施

一貫性，情報，認証，約束

EPLEFPA の校長の監督と協議により，農場や技術工房のトップは，次のとおり約束する。

- ・教育的受入プロジェクトが施設のプロジェクトと一貫性を保ち，農場プロジェクトの枠にしっかり組みこまれているかどうか，監視すること。
- ・施設の様々なアクター（教育コミュニティ，農場の職員）に対し情報を提供し，様々な手段によって，プロジェクトの実施に参加させるようにすること。

憲章の紹介，情報提供や協議集会，運営委員会の設置。

- ・役員会で教育的受入プロジェクトを発表し，認証を受けさせること。
- ・役員会の認証を地域圏行政庁農林局と地域圏行政庁研修開発サービス（DRAF-SRFD）に伝えること。

ネットワークへの参加

EPLEFPA の校長の監督と協議により，農場や技術工房のトップは，次のとおり約束する。

- ・憲章と参加施設の活動についてコミュニケーションをとりながら，公立農業教育の教育ファーム全国ネットワークの推進活動を行う。
- ・経験や手段，特に教育手段で相互に助け合うこと。これはランブイエ国立教育施設（EPN）のコーディネートによる。
- ・様々な媒体（新聞，インターネットサイト，カタログ，掲示板）を通して，ネットワークのほかのメンバーや様々な一般の人々，パートナーとのコミュニケーションを図ること。
- ・ネットワークとランブイエ EPN の提案するツールを優先的に用いること。

地域圏間，全国の集会，研修，イントラネット講演会，インターネットサイト，名簿，経験や手段のデータベース。

公立農業教育の教育ファームの機能憲章を尊重し，教育ファームのネットワークへ加入すれば，その施設は「知の種」を名乗ることができる。

参考資料 2．国立教育施設の活動カルテ

ランブイエ国立農業教育施設（La Bergerie Nationale de Rambouillet）が作成した「知の種」の「公立農業教育の教育ファーム・ネットワーク（Graines de Savoirs réseau des fermes pédagogiques de l'enseignement agricole public）」から「持続可能な発展（développement durable）」を紹介する。

ここでは，農業における持続可能な発展という側面について，一般市民に考える機会を与えることを目的にしている。

ここでまとめられている活動カルテ (fiches d'animation) は、2005－2006 年に「知の種」ネットワークの集会で発表されたものである。

- ・全国集会 2005 年 3 月 8 - 10 日, ランブイエ
- ・地域圏間集会 2005 年 11 月 23 - 24 日, サント・シャディニャック園芸高校
- ・地域圏間集会 2005 年 11 月 30 日 - 12 月 1 日, ベルヴィル農業・ブドウ栽培高校
- ・全国集会 2006 年 3 月 14 - 16 日, ランブイエ

活動カルテ 2 農場から消費者へ：環境面から責任ある選択を行う。

発表者：

Emmanuel Duclos (Ferme Découverte, EPL de Thuré), Erwan Le Texier (EPL d'Aubenas, Domaine Olivier de Serres), Frédéric Dehlinger (UNCPIE)

対象：

中学 (第 4 学年と第 5 学年) (注：13 歳と 12 歳)

目的：

「グローバルな」意識を優先的に持つこと

- ・農業がもたらす人間, 地域環境, 地球規模へのインパクト
- ・エコ市民性の概念
- ・エコロジー必要量 (empreinte écologique) の概念

注：各人が生きていくためのニーズを満たすために, 地球が資源を枯渇することなく必要とする面積の概算。各人の自然への直接の影響を測定する方法。

持続可能な発展は, 中学生に説明するのには難しい概念である。そのため, ここでは環境の視点からこれを取り上げ, それによって体験学習の間に, 各自の選択が及ぼす社会経済的な影響力を考察する。

一般的な原則：

- ・数量化と測定可能な単位を用いて, 生徒が各自の行動の環境領域に対するインパクトを想像してみる。(単位の例：地球, 木, 人間, ヒナゲシ, イナゴ)
- ・選択や戦略の中から, 調和のとれた評価を用いる。
(例) ・選択した農業システムのエコロジー必要量はどのくらいか。
・各自の選択によって, エコロジー必要量がどのように変化するか。

段階：

1. 数日前に教師とあらかじめ準備を行い, テーマと重要性について説明をする。
2. 施設へ生徒を案内し, 施設について説明する。
3. 小さいパンフレットを生徒に配る。生徒は矢印の順路に従って農場を回り, 戦略ポイントの説明掲示板によって情報を補う。
4. グループごとに大人が一人つきそって出発する。農場の紹介, 観察, ゲーム方式で農場の要素を学ぶ。
5. 農場の各戦略ポイントで止まって, まとめをする。活動指導者は生徒が気づいていなかった重要事項を説明する。
6. 畜産と耕作, 工房と土地区画, 出入り (農場外部とのつながり) などのような相

互関連のカードを集めるゲーム。

7. データ変換ゲーム

8. 口頭発表。エコロジー必要量の概念をより「親しみやすい」レベルで視野に入れながら質疑応答を行う。各自の責任、生活や消費の方法、それによってもたらされる環境の結果について。

その他、次の活動カルテが整備されている。

活動カルテ 1：持続可能な発展の追求

活動カルテ 3：農作物の栽培と遺伝子多様性

活動カルテ 4：農場における水源の管理と保全

活動カルテ 5：ブドウ栽培を維持するための土壌保全

活動カルテ 6：農場のエネルギー

活動カルテ 7：景観と持続可能な発展

活動カルテ 8：商業化と持続可能性（ワイン）

活動カルテ 9：消費者教育

参考資料 3. 「農家へようこそ」倫理憲章

農業会議所常設室（APCA）が 2004 年 2 月 9 日に定めた「農家へようこそ」倫理憲章（Charte éthique "Bienvenue à la ferme"）は、次のとおりである。

1. 目的

倫理憲章は、「農家へようこそ」の様々な方式（formule）に適用できる一般的な規則を定めたものである。この憲章では、「農家へようこそ」ブランドで開発された受入・サービスのすべての方式に共通の原則を扱っている。

この憲章を補足するものとして、次のものがあげられる。

- ・全国版仕様書：農家へようこそ各方式に固有の基準を定める。
- ・地域圏版仕様書：「全国農業公益サービスの農業・観光部門（SUA Agriculture et Tourisme）」の管理委員会が承認する。農家へようこそ倫理によって生み出された生産品や活動で、全国版仕様書が対象としていないものに対して効力がある。

県承認委員会（la commission départementale d'agrément）に見解を求めたあと、憲章に署名が行われると、「農家へようこそ」ネットワークに加盟契約したことになる。

2. 「農家へようこそ」の倫理

「農家へようこそ」のブランドは、APCA の所有物であり、受入サービスと農場からのサービスの提供を推進・優遇し、農場が品質基準を満たしていることを保証することを目指すとしている。これらの品質基準は、APCA の「全国農業公益サービスの農業・観光部門」によって定められ、承認を受ける。また、場合によっては、県や地域圏の内部規則がこれを補うこともある。

「農家へようこそ」ブランドが目指すものは、次のとおりである。

- ・本物である（authenticité）という観点や保護された自然環境での休息といった観点から消費者の期待に応えること。
- ・農業者という職業，農業活動の現実を知らせること。
- ・農場の生産物及び農業者のノウハウを活用すること。
- ・農業と農村地域の遺産を保全すること。

「農家へようこそ」に認可された農業者は、次の義務を負う。

- ・手入れされた環境で，専門的な個別のもてなしを提供すること。
- ・地域に根ざした持続可能な責任ある農業の使者であること。

これらの原則は，それぞれの全国版仕様書によって変化し，農家へようこそ各方式に適用できる規則が全国版仕様書で定められている。

また，「農家へようこそ」ブランドは，既存の全国版仕様書に属さない生産物・活動・サービスについても，条件付きでこれらを同格に認めている。

その条件とは，次のとおりである。

- ・生産物やサービスが既存の全国版仕様書の領域に属さないこと。
- ・生産物やサービスが地域圏で定められた仕様書に適合していること。この仕様書は，農業・観光部門の管理委員会に送られ，全国レベルでの「農家へようこそ」ブランドに基づく様々なサービス提供の一貫性を保証している。この適合性は，県の承認委員会の承認によって認められている。

全国農業公益サービス農業・観光部門の管理委員会は，係争時に提訴されることがあり，仕様書が全国レベルで定められた方針にそぐわない場合には，調整を要求する権利を持つ。

3. 憲章への加入基準

「農家へようこそ」に加盟するために，農業者は，次の義務を負う。

- 農村法 L722-1 条，その他で定められた農場主の農業社会制度への加入条件を満たし，農業者疾病保険（AMEXA : Assurance maladie des exploitants agricoles）の負担金を納めること。

しかしながら，次の場合は例外も認められる。

- ・食事の有無にかかわらず，宿泊施設の方式によって観光活動の続行を希望する退職（訳注：農業をやめること）者。活動中の農場との関係が保たれ，宿泊施設のサービスが退職の日付から少なくとも 5 年間先行して「農家へようこそ」か「フランスの宿」のネットワークに加入しているということが証明できる場合に限られる。
- ・最低賃金（SMI : Salaire Minimum）の 1/2，あるいはそれに相当する物を所有しているが，AMEXA1（農業者の疾病保険）を支払っていない複数活動の農業者，又は SMI の 1/2，あるいはそれに相当する物を所有していない農業者。これらの例外は，「農家へようこそ」ネットワークの県の政策の枠内に組み込まれ，全国農業公益サービスの農業・観光部門の管理委員会が承認する，という留保条件が必要である。

全国版仕様書と地域圏仕様書、場合によっては県の内部規則は、方式ごとに例外条項を定める。

- 農場での受入・サービス活動を行うこと。農場の生産物が現場にあることによって、農場と観光活動の「物理的な」つながりが具体化されなければならない。
- 快く迎え入れ、手入れの行き届いた雰囲気を提供すること。建物や備品は、地方の景観や建築様式になじんでいなければならない。
- 「農家へようこそ」という独占条項を尊重すること。この条項では、「農家へようこそ」に加入している農業者に対し、次の事項を禁止する。
 - ・「農家へようこそ」で認可できるような活動領域内の受入方式の開発を他のブランドに基づいて、あるいはブランドなしで行うこと。しかしながら、方向付け法で予告された政令の発令を待っている農産物に対しては、容認されることもあり得る。
 - ・受入方式が「農家へようこそ」とその他のブランドへ二重に帰属すること。しかし、2つ例外が導入されている。
 - ①特に、パートナー・ネットワークである「フランスの宿」のブランド。
 - ②地域アイデンティティ強化のために実施されている、地方のブランド。

この「農家へようこそ」独占条項は、宿泊施設提供のための基準に関しては、次のように示される。

- ・「フランスの宿」に認可された宿泊施設提供で、農家へようこそその倫理憲章に固有の基準と「農家宿泊－農家へようこそ」の仕様書の基準を満たしているものは、「フランスの宿」と「農家へようこそ」の二重ラベル認定を受けることができる。もし、農家が宿泊施設に加えて、「農家へようこそ」の領域内のサービスを提供する場合は、宿泊施設に関する「農家へようこそ」の承認は、すべてのサービス提供が「農家へようこそ」の承認を受けられるかどうかによって左右される。
- ・「フランスの宿」の認可を受けていない宿泊施設の提供は、「農家へようこそ」のラベル認可を受けることができない。しかし、農家が他の受入サービスなどで「農家へようこそ」の承認を受けているか、承認を希望する場合、そのサービスに対する「農家へようこそ」の承認の維持・授与は可能である。この場合、農業者は、宿泊施設の品質手続き（*démarche de qualité*）に準ずるか、あるいは3年を期限に次の手続を行う義務がある。
 - ①家具付きの物件に関しては、最低限の品質基準は、県行政庁による観光用家具つき物件の分類で要求される基準に相当する。行政庁長官（*préfet*）が5年以内に発行した分類証明書が求められる。
 - ②もてなしの宿（*chambre d'hôte*）、その他の宿泊設備については、県行政庁による分類がないため、最低基準としては、「農家へようこそ」と競合しないネットワークへの加入、あるいは宿泊施設の品質を保証する品質憲章に加入することが相当する。「フランスの宿」ネットワークが推奨される。

4. 農業者の義務

「農家へようこそ」に加入する農業者は、すべて次の義務がある。

①宿で個別にもてなすこと。

- ・農場訪問を提案すること。
- ・「農家へようこそ」のガイドや、地方の観光活動（特に「農家へようこそ」ネットワーク）を強調したガイドを参照用に置くこと。

②質の高いサービス提供を維持すること。「農家へようこそ」ネットワークが行う研修に参加すること。

③「農家へようこそ」ブランドを活用し、その評価を高めるために協力すること。

- ・取消しの指示がない限りは、「農家へようこそ」の宣伝媒体上に参加していること（ガイド、「農家へようこそ」のインターネットサイト）。
- ・「農家へようこそ」の予備標識・標識を出すこと。
- ・あらゆる宣伝媒体や資料に「農家へようこそ」のロゴを載せること。小冊子や個人サイトなど。
- ・ネットワークのインパクトを強めるため、「農家へようこそ」ネットワークのブランド品を用いること。
- ・仲介所（多くの場合、農業会議所）からの情報の要請やすべてのアンケートに回答すること。

④年間分担金を期日どおり支払うこと。県の仲介所に支払われる。

⑤ネットワークを活性化させ、積極的に参加すること。特に、ネットワークが実施する会合に参加すること。

⑥規則を遵守すること。特に、顧客との関係を扱ったものについて。

⑦「農家へようこそ」が定める承認条件、コントロール条件を尊重すること。

5. 署名

氏名.....

住所.....

上記の者は、「農家へようこそ」のこの倫理憲章を理解し、その用語を受諾する。

憲章への署名により、「農家へようこそ」ネットワークへの加盟義務が生じる。承認を取り下げる場合には、この義務は無効とみなされる。

参考資料 4. わが国の酪農教育ファーム

1. 教育ファームの開始

酪農教育ファームは、（社）中央酪農会議が推進している事業で、平成 10 年度に「酪農教育ファーム推進委員会」が設立されたことによって開始された。最初の 3 年間は、教師や地域の教育関係者に酪農教育ファーム活動の意義や可能性を訴えるために、牧場において酪農体験セミナーを開催した。

平成 13 年度には「認証制度検討委員会」が発足し、認証研修会を開催した。認証牧場

は 200（平成 18 年 9 月のヒヤリング時点）。

2. パートナースhip

酪農家と教育関係者で構成されている「酪農教育ファーム推進委員会」がある。

平成 17 年度に「地域推進委員会」が設立され、地域の特性を活かして酪農体験学習会などを実施し、酪農教育ファームの底辺拡大を支援していくことになった。

3. 認証制度

（社）中央酪農会議 酪農教育ファーム推進委員会では、「酪農教育ファーム認証規定」を設け、認証を希望する牧場からの申請に基づいて認証を行っている。

認証条件は、次のとおり。

- ①受入時に、訪問者のトイレ・手洗い場を確保できる。
- ②緊急医療品を一式備えている。
- ③近隣の病院など、連絡が取れる医療機関がある。
- ④訪問者を対象とした適切な保険に加入している。（地域交流牧場全国連絡会会員牧場が加入している保険と同レベルであること。施設賠償責任保険：身体 1 名 1 億円、1 事故 5 億円、財物 1 事故 1,000 万円（免責 1,000 円程度））
- ⑤法律に定められた安全・衛生管理基準を守る。